

令和 6 年 2 月 21 日

太子町長 沖汐 守彦 様

太子町男女共同参画プラン策定委員会

委員長 大塚 健洋



第 5 次太子町男女共同参画プラン（案）の策定について（答申）

令和 5 年 9 月 21 日付太企画第 483 号にて諮問を受けました「第 5 次太子町男女共同参画プラン（案）の策定」について、本委員会は慎重に審議を重ねた結果、全員一致をもって次のとおり結論を得たので、ここに答申する。

記

1 はじめに

全ての人が新しいあり方を見つけることによって、性別に関係なく、一人ひとりが豊かな充実した生活を送ることができる男女共同参画社会の実現を目指すという方針の下、めまぐるしく変化する社会情勢や国・県の動向などに的確に対応するため、太子町における男女共同参画に関する施策の今後の方向性と具体的な内容等について、次のとおり審議を行った。

2 審議経過

本委員会では、事務局より提出された資料等に基づき、慎重に調査、審議等を重ねた結果、次の結論に達した。

3 「第 5 次太子町男女共同参画プラン（案）」について

原案のとおりとすることで妥当と考える。なお、答申に際し、以下の意見を附帯する。

- ① SDGs（持続可能な開発目標）に掲げられる「ジェンダー平等の実現」、性的少数者（LGBTQ）に関する課題などについては、全ての施策について意識した上で、プランの遂行を図られたい。
- ② 男女共同参画に関するあらゆる情報発信については、引き続き最も重要な項目の一つであり、重点施策にも位置付けられている。ホームページや公式ライン等の SNS などを有効に活用し、各種施策や相談窓口の周知などの積極的な広報活動により、土壌づくりや機運の醸成を図られたい。
- ③ 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく町基本計画については、県内においても先進的に本プランに包含する形で策定されている。今後は、社会情勢や県・他市町の計画策定の状況等も注視しながら、町の実情にあった支援策、相談体制の充実、民間団体との協働などを積極的に検討・実施されたい。
- ④ 5 か年の数値目標について、毎年度の進捗管理のみならず、特に達成できていない項目については、プランにある具体的な施策との関連性を整理しながら、十分にその理由や原因を分析・検証するなど、全項目の達成に向け、PDCA サイクルの徹底を図られたい。